

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金限度額
加工機械購入事業	農林水産物の加工品を製造する際必要となる機械の購入費用（設置に必要な備品の購入費用、電気工事費用及び運搬費用を含む。）	事業費の20パーセント以内で、10万円（ブランド認証事業者は、20万円）を上限とする。
食品分析事業	農林水産物又はその加工品の栄養成分分析又は機能性分析の実施に要する依頼検査手数料	事業費の50パーセント以内で、2万円を上限とする。
商標登録出願等事業	農林水産物又はその加工品の商標登録出願の出願料及び新規の商標登録料（書面で手続をする場合の電子化手数料並びに弁理士に事務代行を依頼する場合の商標登録出願及び新規の商標登録に係る事務手数料を含む。）	事業費の50パーセント以内で、5万円（出願に係る費用は2万円、登録に係る費用は3万円）を上限とする。
商品パッケージ等作製事業	農林水産物又はその加工品を販売するための商品パッケージ又はラベルの制作料及び印刷費（外部へ委託する場合に限る。）（既成の商品パッケージ又はラベルの印刷費を除く。）	事業費の50パーセント以内で、10万円（ブランド認証事業者は、20万円）を上限とする。
パンフレット等作製事業	農林水産物又はその加工品の販売に係るパンフレット又はチラシの作製料及び印刷費（外部へ委託する場合に限る。）（既成のパンフレット又はチラシの印刷費を除く。）	事業費の50パーセント以内で、5万円（ブランド認証事業者は、10万円）を上限とする。
催事等出展事業	農林水産物又はその加工品の販売及び商談を目的とした商談会、展示会その他これらに類する催事の出展に係る出展料、会場使用料、水道、電気及びガスの使用に係る工事費及び使用料並びに現地でレンタルを行う什器及び装飾に係る費用（市が開催する催事又は商談会を除く。）	事業費の50パーセント以内で、5万円（ブランド認証事業者は、10万円）を上限とする。
農林水産物加工委託事業	農林水産物を活用して、新たに商品の開発及び加工を委託する場合又は農林水産物を活用した既存の商品の加工を委託する場合の初回の加工委託料（委託契約料、製造管理料、レシピ開発費、下処理加工料、加工料及び容器代に限る。）	事業費の50パーセント以内で、5万円（ブランド認証事業者は、10万円）を上限とする。